

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年10月21日

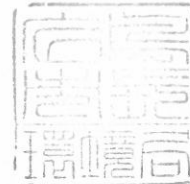
住所 広島市中区中町8番18号

氏名 一般財団法人 広島県環境保全公社
理事長 中山 雅文

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日	平成15年 3月20日	許可番号	第 B1003 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 管理型最終処分場 (処理する産業廃棄物の種類) 燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鋳さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白		
設置場所	広島市南区出島四丁目地先公有水面及び広島市南区出島四丁目3番2の一部		
処理の能力	廃棄物埋立面積 166,000㎡ (全体面積 200,570㎡) 廃棄物埋立容量 1,700,000㎡ (全体埋立容量 2,640,000㎡)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 of 検査を受けること。		
備考	令和元年10月21日 埋立容量変更により書換		

再複写無効
(NO COPY)